



県税事務所及び自動車税管理事務所本所の
窓口の受付時間は

午前9時から午後4時30分まで
となっております。

※自動車税管理事務所の各駐在事務所は、
午前8時30分から午後5時15分までです。

窓口にご来所いただかなくても可能な手続きがあります

【県税の申告や申請】

法人県民税・法人事業税等の申告等は電子申告（eLTAX）や郵送でも受け付けています。

【県税の納付】

個人事業税、不動産取得税および自動車税種別割の納付に当たっては、パソコンやスマートフォンによる電子納税をご利用ください。

- ✓ 令和4年2月21日から、個人事業税、法人県民税・事業税等および自動車税種別割の納税証明書が、県の電子申請システム「e-kanagawa 電子申請」から交付請求できるようになります。

県民の皆様へのお願い

- 電話でのお問い合わせは、8時30分から17時15分まで受け付けていますが、できるだけ9時から16時30分の間をお願いします。
- 県税に関する手続きは、郵送や電子申請（申告）のご利用をお願いします。詳しくは、県税ホームページ「県税便利帳」をご覧ください。

